

京都府公立大学法人教職員定年規程

平成 2 0 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第18号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第29条第 3 項の規定に基づき、教職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の特例)

第 2 条 教員が、年齢60年以上定年年齢未満の間に退職する場合は、理事会の承認を経て、これを定年とみなすことができる。

- 2 前項の規定により退職しようとする場合は、退職日の 3 月前までに退職願を所属学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）を経て、学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前条の退職願を添えて、理事長に退職の内申をしなければならない。

(職員の定年による退職の特例)

第 3 条 理事長は、定年に達した職員が、就業規則第29条第 1 項の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生じるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生じるとき。
- 2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、理事会の承認を得て、1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 3 理事長は、第 1 項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 理事長は、第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に第 1 項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(職員の同意)

第 4 条 前条第 3 項及び第 4 項に規定する職員の同意は、それぞれ、書面により得なければならない。

(書面の交付)

第 5 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を記載した書面を教職員に交付しなければならない。

- (1) 教職員が定年退職する場合
- (2) 第 3 条第 1 項の規定により勤務延長を行う場合
- (3) 第 3 条第 2 項の規定により勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 第 3 条第 4 項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長の期限の到来により教職員が退職する場合

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（規程第18-1号）

この規程は、平成24年1月1日から施行する。